

## 相続手続きのご案内

# 目次

1. お手続きの流れ	2・3
2. 相続形態のご確認	4
3. 必要書類について	5
4. 戸籍謄本について	6
5. 各種証明書発行のお手続き	7
6. 相続人確認メモ	8
7. Q&A	
Q1 遺産分割協議書は何のために作成しますか？	9
Q2 遺産分割協議書はどのように作成したらよいですか？	
Q3 遺言書があった場合、どんなことに注意が必要ですか？	
Q4 遺言書があった場合、相続の手続きはどのようになりますか？	10
Q5 相続人が未成年の場合にはどのようにすればよいですか？	11
Q6 相続人に成年被後見人等がいる場合はどうすればよいですか？	12
Q7 海外にいて印鑑証明書がとれない相続人がいる場合はどうしたらよいですか？	13
Q8 相続財産の残高を確認したい場合はどうすればよいですか？	
Q9 相続手続きにはどのような戸籍謄本等が必要ですか？	14
Q10 戸籍謄本等はどのように取り寄せればよいですか？	15
Q11 訂正するときはどうしたらよいですか？	
8. 記入見本	16

# 1. お手続きの流れ

## ◆ お手続きのお申し出

- ①名義人さまが亡くなられたことをご連絡ください。  
〔連絡先〕: イオン銀行当行コールセンター 0120-13-1089  
〔連絡事項〕: 亡くなられた方のお名前、亡くなられた日付(年月日)、ご連絡いただいた方のお名前、お電話番号、亡くなられた方とのご関係(妻・父・代理人弁護士等)
- ②当行にて、預金口座の使用不可の登録をいたします。  
ご連絡と同時に、入出金・振込・引き落とし、WAON、イオン銀行ダイレクトなどのお取扱いはできなくなりますので、ご了承ください。  
※残高証明書等、各種証明書が必要な場合はP7「5.各種証明書発行のお手続き」をご参照ください。



## ◆ 必要書類のご用意・ご提出

- ③ご連絡いただいた方もしくはご指定の方あてに必要書類に関するご案内を送付いたします。
- ④ご用意いただいた必要書類を返信用封筒にてご返送ください。  
<必要書類例>  
戸籍謄本(全部事項証明)、原戸籍、除籍謄本、遺言書、遺産分割協議書など。  
※必要書類はすべて原本をご用意ください(戸籍謄本・原戸籍・除籍謄本等は発行後6ヶ月以内)。  
確認後はご返却いたします。  
※お手続き内容に応じて必要書類が異なります。詳細は個別にお送りいたしますご案内文書にてご確認ください。



## ◆ 相続手続き書類のご提出

- ⑤相続手続き書類を発送いたします。※投資信託の手続き書類については別途送付いたします。
- ⑥相続人さまによる署名・捺印の上ご返送をお願いいたします。  
・印鑑登録証明書(原本・発行後3ヶ月以内)をご同封ください(海外在住の方は印鑑証明書に代えて、領事館などで発行する「サイン証明書・在留証明書」が必要になります)。



## ◆ 相続預金のお支払いなど(相続預金は相続人代表者さまに一括してお支払いいたします)

- ⑦相続手続き書類をご提出いただいたのち、相続預金解約等のお手続きを行います。  
手続き完了後、利息計算書、振込受付書をお送りいたします。

### ※被相続人さまが定期預金をお持ちの場合:

- ご解約(中途解約)のお手続きの他に、名義変更のお手続きが可能です。ただし、名義変更のお手続きは以下のお取扱いとなります。
- ㊦イオン銀行総合口座をお持ちの相続人代表者さまのみ、お手続きが可能です。
  - ①相続定期預金の内容にかかわらず、次回満期日で自動的に解約となる「満期解約型」へ変更となります。
  - ㊧名義変更された定期預金(被相続人さまの定期預金)については、ATM・イオン銀行ダイレクトによる照会・お取引(解約等)は、ご利用いただけません。

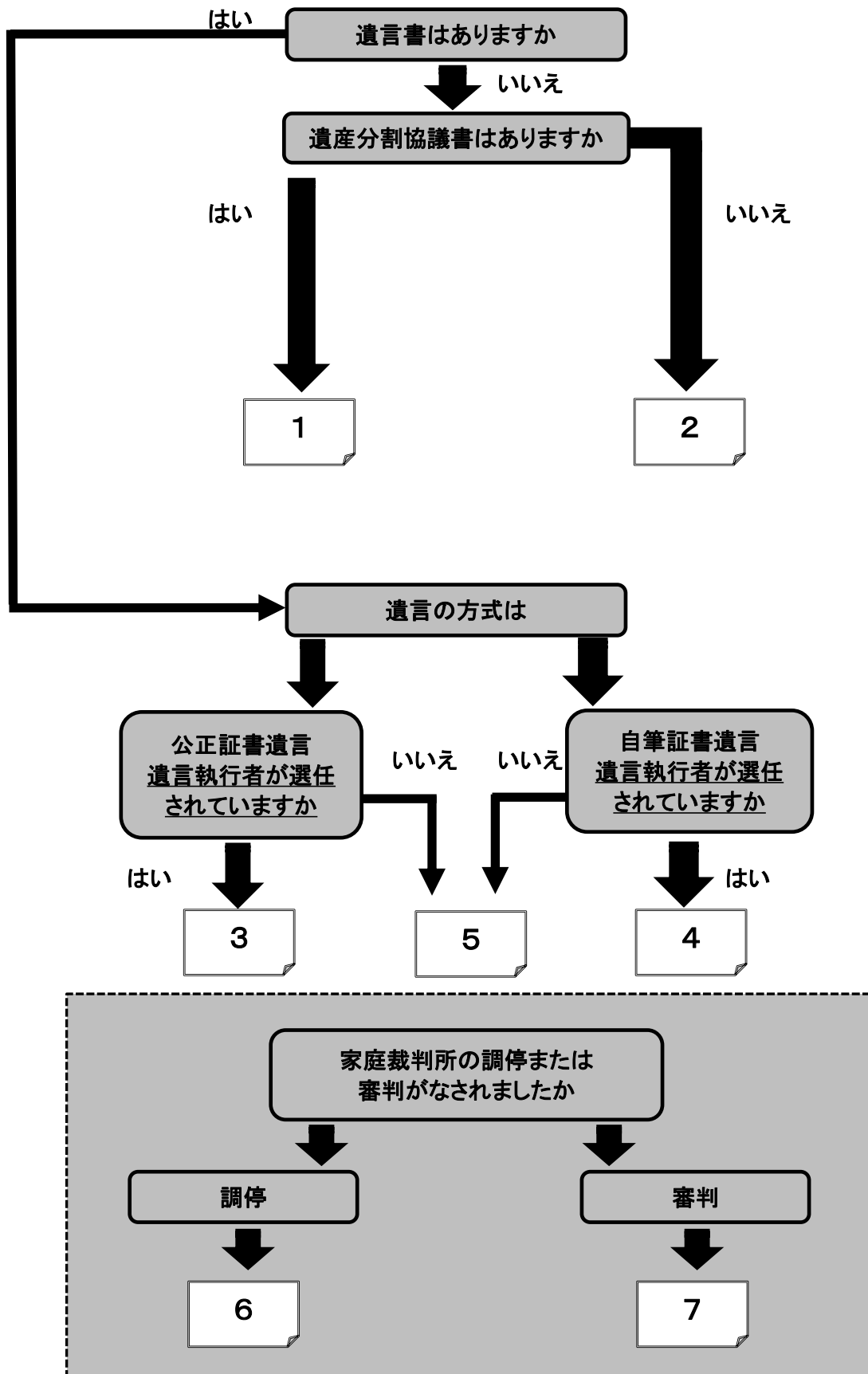
ご留意いただきたい事項

当行各種規定に則り、被相続人さまに関するお取引およびサービスは、以下のとおりとさせていただきますので、ご了承ください。

お取引内容	お取扱い方法
お引出し・お預入れ	●お取扱いできません。
お振込みの受取	●先方の銀行に連絡の上、振込依頼人さまの指示によりお取扱いいたします。 ●家賃等の受取予定がある場合は、振込み指定口座の変更を早めに行ってください。
口座振替	●お引き落とし(お支払い)できません。 ●公共料金等の口座振替中の諸代金については、別途お支払いいただくこととなりますので、お早めにお引落口座の変更手続きを行ってください。
サービス内容	お取扱い方法
WAONIについて	●サービス終了となります。WAON残高については、残高確定後、ご返金となりますが、WAONポイントは、サービスの終了に伴い消滅いたします。
イオン銀行ダイレクトについて	●ご利用いただけません。

## 2. 相続形態のご確認

相続の形態により必要書類が異なります。次ページ「必要書類について」の番号(1~7)と合わせてご確認ください。



### 3.必要書類について

※書類はすべて原本をご用意ください。

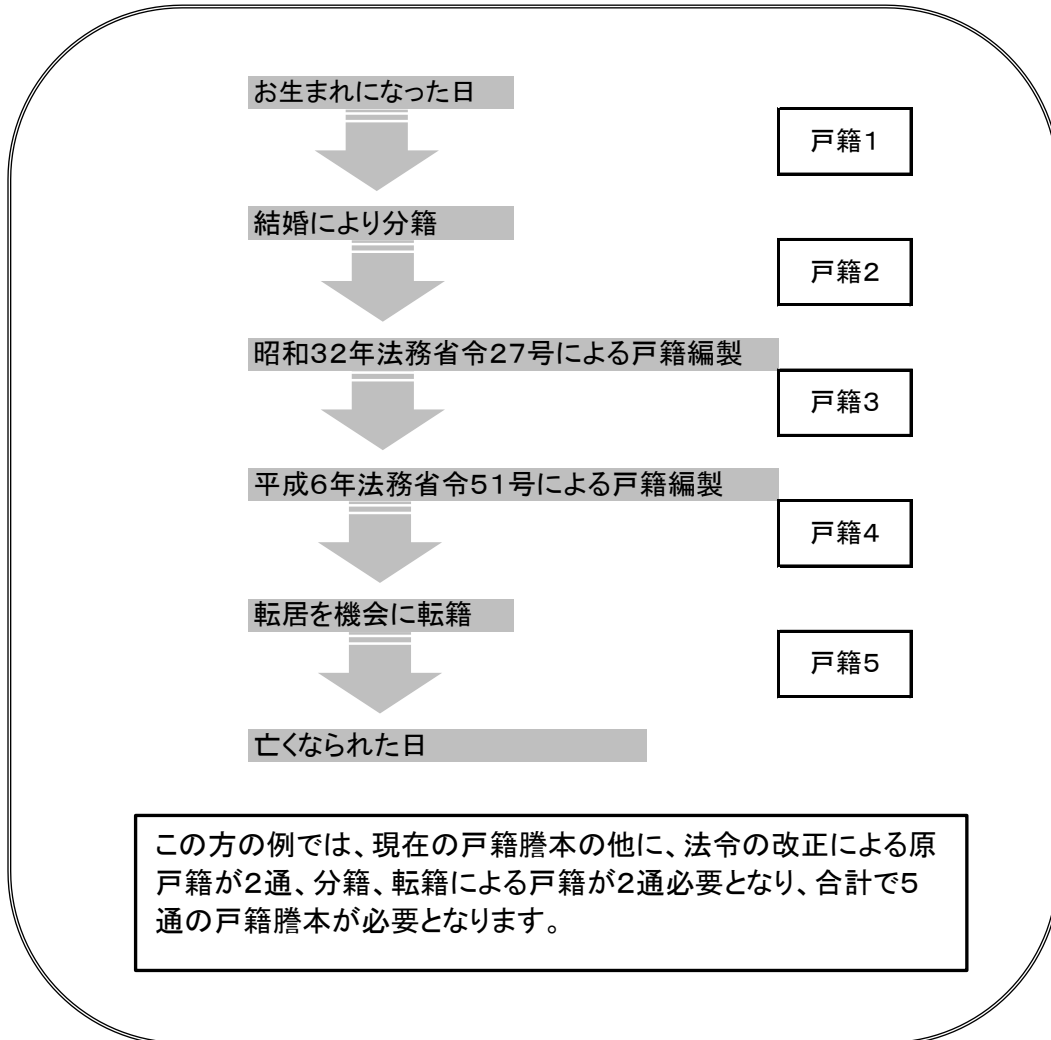
チェック欄	必要書類(ご用意いただくもの)	1	2	3	4	5	6	7
<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書	○	○	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	相続人さま・お手続きされる方のご実印 ※イオン銀行にお口座をお持ちの相続人さまは、 ご登録印またはサインによるお手続きが可能です。	○	○	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の戸籍謄本(出生から死亡まで) ※次ページ「戸籍謄本について」をご参照ください。 ※法務局交付の法定相続情報一覧図でも可。	○	○			○		
<input type="checkbox"/>	相続人さま全員の戸籍謄本 ※法務局交付の法定相続情報一覧図でも可。	○	○			○		
<input type="checkbox"/>	相続人さま全員の印鑑登録証明書	○	○			○	○	○
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書 (法定相続人全員のご署名・捺印(ご実印)が お済みのもの)	○						
<input type="checkbox"/>	遺言書			○	○	○		
<input type="checkbox"/>	検認済証明書(検認調書)				○	○		
<input type="checkbox"/>	遺言執行者の選任審判書謄本			○	○			
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の戸籍謄本(全部事項証明) ※法務局交付の法定相続情報一覧図でも可。			○	○			
<input type="checkbox"/>	遺言執行者の印鑑登録証明書			○	○			
<input type="checkbox"/>	調停調書謄本						○	
<input type="checkbox"/>	審判書謄本 確定証明書							○

## 4. 戸籍謄本について

### ①被相続人さま(亡くなられた方)の戸籍謄本について

相続人さまの範囲を確認するため、被相続人さま(亡くなられた方)の戸籍謄本は、「お生まれになってから亡くなられるまで」の戸籍謄本が必要になります。

※【改製原戸籍・原戸籍・除籍謄本等】本籍地を変更されたとき、ご結婚や養子縁組で別戸籍に編入されたとき、また、法令により戸籍簿が改製されたときは、新しい戸籍が編製されるため、前後の戸籍謄本が必要となります。



### ②相続人さまの戸籍謄本について

相続人さまが婚姻や養子縁組等により被相続人さまの戸籍から除籍・転籍等されている場合は、ご相続人さまと被相続人さまの関係を確認するため、相続人さまの現在の戸籍謄本が必要となります。

※現在、被相続人さまと同一の戸籍にいらっしゃる方は併用可能です。

兄弟姉妹の方が相続人さまの場合は、被相続人さまのご両親さまがお生まれになってから、亡くなられるまでの戸籍謄本が必要となります。

### ③戸籍謄本はすべて発行後6ヶ月以内の原本をご提出ください。

対象となるお取引内容によっては、①および②に当てはまらない場合がございます。担当からの案内をご確認ください。

## 5. 各種証明書発行のお手続き

- 発行には、約10日～2週間ほど期間を要します。

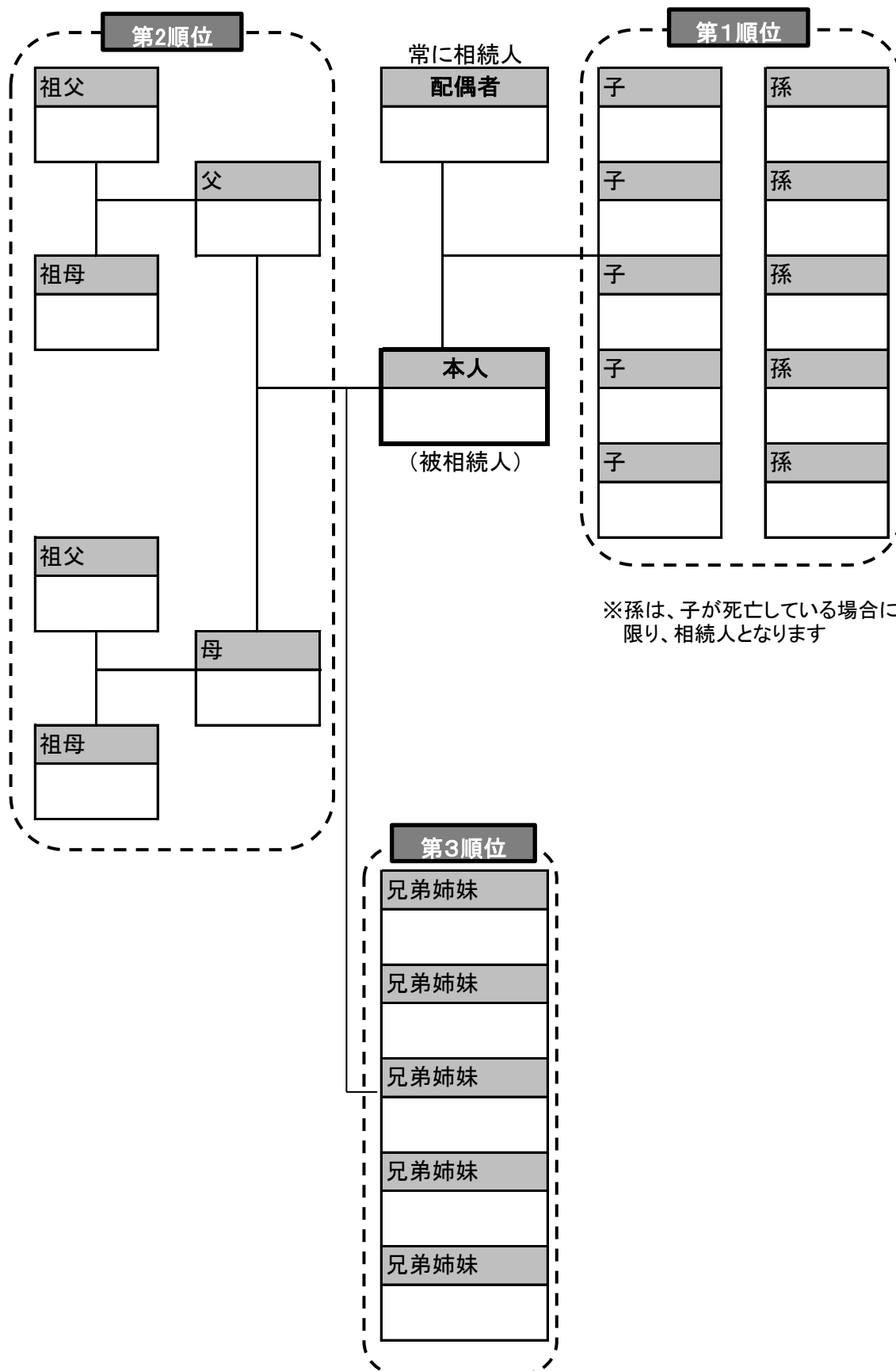
同封の記入見本を参照の上、ご記入ください。

証明書種類	・残高証明書(※1.2) ・取引明細証明書(※3)
必要書類	・被相続人さまが亡くなられたことが確認できる書類(戸籍謄本等) ※必要な戸籍謄本についてはP14/Q9をご参照ください。 ・被相続人さまとお手続きされる方のご関係を確認できる書類 ・お手続きされる方の印鑑登録証明書(※4)
発行手数料 (別途消費税)	・残高証明書: 当行書式1通700円・別書式/英語版1通1,500円 ・取引明細証明書発行依頼書: 1通400円

- ※1. ご希望の発行対象取引のうち、証明日時時点で残高があるものにつき発行いたします(総合口座を除く)。
- ※2. ご希望の方には証明日時時点で定期預金の経過利息を記載することが可能です。
- ※3. ご用意できるのは総合口座(普通預金)のみとなります。
- ※4. お手続きされる方がイオン銀行口座をお持ちの場合お届出印の捺印またはサインのご記入によるお手続きとなりますので印鑑登録証明書は必要ございません。  
(お手数料はお手続きされる方のイオン銀行口座からのお引き落としとなります)



## 6. 相続人確認メモ



## Q1 遺産分割協議書は何のために作成しますか？

- A 遺産分割協議書を作成する目的は、相続人の中で被相続人の遺産をどのように分割するかについて合意した内容を明確にして、認識違いなどによるトラブルを回避することです。
- したがって、合意した内容について相続人の中で十分に確認がとれている場合などには遺産分割協議書を作成しない場合もあります。
- なお、遺産分割協議書をご提出いただいた場合には、協議書上で当行の相続財産の受取人となられる方の署名・捺印により相続手続きを行うことができます。
- なお、この場合、遺産分割協議書に捺印した実印(Q2参照)による当行所定の相続手続依頼書類への捺印が必要となります。

## Q2 遺産分割協議書はどのように作成したらよいですか？

- A 書式や形式は自由ですが、記載内容および作成方法につきましては以下の点にご留意ください。

- 相続財産と相続人を具体的に特定し、記載すること
- 遺産分割協議書作成後に新たな相続財産が判明した場合の処理を明確にし、記載すること
- 相続人全員が署名・捺印(実印)し、全員の印鑑証明書を添付すること
- 上記内容を充足した遺産分割協議書を相続人の人数分作成し、各自一通ずつ保管すること

※全財産3分の1を〇〇(受遺者名)、3分の2を△△(受遺者名)に分割するといったケースでは、対象となる相続財産の相続人を個別に特定できないため、当行所定の相続手続書類(「相続手続依頼書等」)の相続人ご署名欄には、相続人全員の署名・捺印が必要となります。

協議書上で、特定の方がイオン銀行預金を相続する旨が定められている場合は、その方のみ当行所定の相続手続書類に署名・捺印をいただきます。

## Q3 遺言書があった場合、どんなことに注意が必要ですか？

- A 遺言書の形式を確認してください。
- 公正証書遺言以外の遺言書の場合、開封に際しては家庭裁判所での検認が必要になりますのでご注意ください。

### 遺言書の形式

- 公正証書遺言  
公証人役場で、2名以上の証人の立会いのもと、遺言者が遺言の内容を公証人に口述し、それをもとに公証人が作成した遺言書
- 自筆証書遺言  
遺言者が全文・日付・氏名を自筆し捺印した遺言書
- 秘密証書遺言  
遺言者が遺言書に署名・捺印の上封印し、その封紙に公証人および2名以上の証人とともに署名・捺印した遺言書

## Q4 遺言書があった場合、相続の手続きはどのようになりますか？

- A 遺言書とともに家庭裁判所での検認証明書をご提出ください。  
ただし、公正証書遺言の場合は検認証明書は必要ありません。

なお、遺言書上に相続財産と相続人についての記載がある場合であっても、遺言執行者の指定がない場合は、当行所定の相続手続書類の相続人ご署名欄に、相続人全員の署名・捺印が必要になります。

- 公正証書遺言の場合  
公正証書遺言の謄本の原本をご提出ください。
- 自筆証書遺言書の場合  
家庭裁判所での検認証明書と遺言書の原本をご提出ください。
- 遺言執行者の選任  
遺言によって遺言執行者が指定されていない場合、または遺言執行者が亡くなられた場合は、家庭裁判所に申し立てをすることによって遺言執行者が選任されます。

### 相続手続依頼書記入事例

#### 遺言執行者がお手続きされる場合

相続手続依頼人 … 「遺言執行者」に丸印  
おところ …………… 遺言執行者の印鑑証明書記載のご住所  
おなまえ …………… 遺言執行者のおなまえ  
捺印 …………… 遺言執行者の実印

## Q5 相続人が未成年の場合はどのようにすればよいですか？

A 次の「1」または「2」の方法で手続きを行います。

1. 親権者と利益相反する場合(例:お父さんが亡くなってお母さんと子供が相続する場合)  
→ 家庭裁判所で特別代理人を選任し、特別代理人が未成年に代わって相続手続きを行います。

### 特別代理人選任方法

親権者が未成年者の住所地管轄の家庭裁判所に申請します。

未成年者が複数の場合はそれぞれの相続人に異なる特別代理人が必要となります

2. 親権者と利益相反しない場合(例:お父さんの代襲相続として子供が相続する場合)  
→ 親権者が代理人となり、当該代理人が相続手続きを行います。

いずれの場合も、未成年に代わって特別代理人または代理人が「相続人ご署名欄」へ署名・捺印し意思表示します

※ 相続内容によっては、「1」または「2」に当てはまらない場合がございます。  
担当からのご案内をご確認ください。

### 相続手続依頼書記入事例

- ① 親権者が代理人となり、相続手続きをする場合

お ところ：親権者の印鑑証明書記載の住所

お 名 まえ：相続人 ○○ ○○

親権者 ○○ ○○

捺 印：親権者の実印

- ② 親権者と利益相反し、特別代理人が未成年に代わって相続手続きをする場合

相 続 人 お ところ：×× ××

相 続 人 お 名 まえ：相続人 △△ △△

特 別 代 理 人 お ところ：○○ ○○(特別代理人印鑑証明書記載住所)

特 別 代 理 人 お 名 まえ：特別代理人 □□ □□

捺 印：特別代理人の実印

- ③ 未成年後見人が相続手続きをする場合

相 続 人 お ところ：×× ××

相 続 人 お 名 まえ：相続人 △△ △△

未 成 年 後 見 人 お ところ：○○ ○○ (未成年後見人印鑑証明書記載住所)

未 成 年 後 見 人 お 名 まえ：未成年後見人 □□ □□

捺 印：未成年後見人の実印

Q6 相続人に成年被後見人等がいる場合はどうすればよいですか？

A 成年被後見人等は、単独では法律行為(遺産分割協議・放棄等)をすることができません。したがって、相続人に成年被後見人等がいる場合は法律行為を代行する方が必要となります。

●手続き方法

成年被後見人 成年後見人が相続手続きを行います。  
被保佐人 保佐人の同意が必要です。  
被補助人 補助人の同意が必要です。

あらかじめ法務局より成年被後見人の登記事項証明書を受け、当行所定の相続  
手続書類の相続人ご署名欄に下記のように署名・捺印してください。ただし成年後  
見人も相続人である場合は利益相反となるため特別代理人を選任する必要があります。

手続依頼書記入事例

相続人おとこころ： ×× ××  
相続人おなまえ： 相続人△△ △△  
成年後見人おとこころ： ○○ ○○ (成年後見人印鑑証明書記載住所)  
成年後見人おなまえ： 成年後見人□□ □□  
捺 印： 成年後見人の実印

Q7 海外にいて印鑑証明書がとれない相続人がいる場合はどうしたらよいですか？

- A 居住地の日本大使館・領事館等で発行される在留証明書およびサイン証明書等を相続手続依頼書に添付しご提出ください。  
※「遺産分割協議書」「委任状」等へ署名・捺印する場合も同様です。  
※在留証明書の発行申請は代理人によるお手続きも可能ですが、サイン証明は、本人が直接在留公館へ出頭する必要があります。

取得方法等詳細につきましては、  
外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>)をご確認ください。

Q8 相続財産の残高を確認したい場合はどうすればよいですか？

- A 当行でお預かりする相続財産の残高は、当行が発行する残高証明書によりご確認ください。残高証明書は以下の方法により、ご請求いただけます。

1. 相続人さまであることを確認させていただくため、次の書類をご用意ください。
  - ① 被相続人さまの「戸籍謄本」または「除籍謄本」など、亡くなられた日と法定相続人であることを確認できる書類
  - ② 相続人さまの「印鑑登録証明書」(※)
2. 当行所定の『残高証明書発行依頼書』に、住所・氏名等所定の事項をご記入の上、相続人ご本人の印鑑証明印を捺印し、ご提出ください。  
※お手続きされる方がイオン銀行口座をお持ちの場合、お届出印の捺印またはサインのご記入によるお手続きとなりますので、印鑑登録証明書は必要ございません。

## Q9 相続手続きにはどのような戸籍謄本等が必要ですか？

- A 被相続人の死亡および法定相続人であることが確認できる戸籍謄本等ならびに相続人全員の戸籍謄本等が必要となります。それぞれ発行後6ヶ月以内の原本をご用意ください。

### ●必要な戸籍謄本等と法定相続人について

- ・ 戸籍謄本等とは、  
戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本・戸籍全部事項証明を指します。

<法定相続人について>

配偶者は常に相続人となります。

血族相続人の相続順位は、第1順位 子(胎児・養子・非嫡出子含む)・第2順位 直系尊属(父母、祖父母等)・第3順位 兄弟姉妹となります。

#### 第1順位 子(胎児・養子・非嫡出子含む)

<相続人さまが配偶者さまとお子さま、またはお子さまのみの場合>

- ・ 被相続人さまが「お生まれになってから、亡くなられるまで」の戸籍謄本等

<被相続人さまより前に亡くなられたお子さまがいらっしゃる場合>

- ・ 被相続人さまが「お生まれになってから、亡くなられるまで」の戸籍謄本等
- ・ 亡くなられたお子さまのご結婚(または養子縁組等でご両親の戸籍を除籍)から亡くなられるまでの戸籍謄本等(→この場合、お孫さんが相続人となります)
- \* 相続人さまは現在の戸籍謄本をご用意ください。

#### 第2順位 直系尊属(父母、祖父母等)

<相続人さまが配偶者さまとご両親、またはご両親のみの場合>

- ・ 被相続人さまが「お生まれになってから、亡くなられるまで」の戸籍謄本等
- ・ ご両親のうち、どちらかお一人が亡くなられている場合、その方が亡くなられたことを確認できる戸籍謄本等
- ※ご両親ともに亡くなられていて、祖父母がご健在の場合は、ご両親が亡くなられたことが確認できる戸籍謄本等(→この場合、祖父母が法定相続人となります)
- \* 相続人さまは現在の戸籍謄本をご用意ください。

#### 第3順位 兄弟姉妹

<相続人さまが配偶者さまと兄弟姉妹、または兄弟姉妹のみの場合>

- ・ 被相続人さまが「お生まれになってから、亡くなられるまで」の戸籍謄本等
- ・ ご両親が「お生まれになってから、亡くなられるまで」の戸籍謄本等

<被相続人さまより前に亡くなられた兄弟姉妹がいらっしゃる場合>

- ・ 被相続人さまが「お生まれになってから、亡くなられるまで」の戸籍謄本等
- ・ ご両親が「お生まれになってから、亡くなられるまで」の戸籍謄本等
- ・ 亡くなられた兄弟姉妹のご結婚(または養子縁組等でご両親の戸籍を除籍)から亡くなられるまでの戸籍謄本等(→この場合、甥・姪が相続人となります)
- \* 相続人さまは現在の戸籍謄本をご用意ください。

Q10 戸籍謄本等はどのように取り寄せればよいですか？

- A 被相続人については、被相続人が亡くなったときの被相続人の本籍地となっている市区町村に申請します。過去の戸籍謄本を取り寄せる場合は、その時の本籍地に申請する必要があります。相続人は本籍地の市区町村に申請します。相続の手続では戸籍謄本(戸籍に記載されているすべての事項の写し)が必要です。郵送により申請する場合には、被相続人の氏名、本籍地の住所、申請者(被相続人との続柄)、相続により取得する旨を明記した上で、返信用封筒、手続手数料(郵便局で郵便小為替を購入)を同封して本籍地となっている市区町村へ送付します。

※取得方法等詳細につきましては各市区町村へお問合せください。

Q11 訂正するときはどうしたらよいですか？

- A 訂正したい箇所に二重線をお引きいただき、訂正印として相続人代表者さま(相続人全員の場合は全員)の印を捺印ください。修正テープや修正液での訂正はお受けできません。印鑑と金額の訂正をご希望の場合は、担当者あてにご連絡ください。お書き直しのための新しい書類を送付いたします。



**記入見本** 相続手続依頼書

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

銀行へのご提出日  
(投函される日)を  
ご記入ください

被相続人  
お亡くなりになった方

おなまえ 〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日 死亡  
**井音 太郎** 様

1

相続人・受遺者・遺言執行者 ( )

おとところ 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3

おなまえ **井音 花子** 様

ご実印 (実印)

相続人・受遺者・遺言執行者 ( )

おとところ

おなまえ

ご実印

相続人・受遺者・遺言執行者 ( )

おとところ

おなまえ

ご実印

相続人・受遺者・遺言執行者 ( )

おとところ

おなまえ

ご実印

該当する箇所を○で囲んでください

※ご相続される方、それぞれがご記入ください。  
※印鑑証明書と同じ「おとところ、おなまえ、印」にてご記入ください。  
※「相続人、受遺者、遺言執行者」等は該当する箇所を○で囲んでください。

過日死亡いたしました上記被相続人の貴行との預金取引における相続手続については、右記記載のとおりお取扱ください。本取扱いにつき、万一後日紛議が生じましても、私どもが責任を負い、貴行にはいっさい迷惑・損害をおかけしません。

相続手続を依頼する取引

1. 預金  2. 投資信託

2

喪失届 ※最新のキャッシュカードをご提出いただける場合はご記入不要です。

支店番号	口座番号	物件名	確認印
001	1234567	<input checked="" type="checkbox"/> イオンバンクカード <input type="checkbox"/> イオンカードセレクト	ご実印 (実印)

※物件名の口には✓をご記入ください。  
確認印は相続手続依頼人のうち代表の方の実印をご捺印ください。

被相続人名義の上記物件は喪失のため提示できませんので、イオン銀行所定の方法でお取り扱いください。(WAON含む)。  
また、後日上記物件が発見された場合には私の責任において廃棄するものとし、本取扱いについてイオン銀行にはいっさい迷惑・損害をおかけしません。

3

1. 相続預金の表示・取扱内容 ※口に✓をご記入ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	(イ) [相続手続依頼人の代表者による一括受領の場合] 次表記載の相続人名義の相続預金については、解約のうえ、相続手続依頼人の代表である <b>井音 花子</b> に払い戻してください。
<input type="checkbox"/>	(ロ) [定期預金名義変更] 被相続人名義の相続預金については、取扱内容のとおり相続しますので、相続人に払戻もしくは名義変更してください。 なお、定期預金については満期時の取扱いを自動解約とし、満期日には名義変更を受けた者のイオン銀行普通預金口座に元利金を入金してください。

預金内容		取扱内容( (ロ) の場合に記入)		
支店番号-口座番号	科目 預金額 (円)	払い戻し/名義変更 ※当行に口座をお持ちの場合は、払い戻し/名義変更のいずれかを選択し、普通預金口座番号をご記入ください		お届け印またはサイン ※名義変更の場合
支店番号 001	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期 (全明細) <input type="checkbox"/> 積立定期	支店番号	<input type="checkbox"/> 払い戻し (フリガナ)	
口座番号 11111111	¥3456		<input type="checkbox"/> 名義変更	
支店番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期 (全明細) <input type="checkbox"/> 積立定期	支店番号	<input type="checkbox"/> 払い戻し (フリガナ)	
口座番号			<input type="checkbox"/> 名義変更	
支店番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期 (全明細) <input type="checkbox"/> 積立定期	支店番号	<input type="checkbox"/> 払い戻し (フリガナ)	
口座番号			<input type="checkbox"/> 名義変更	
支店番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 定期 (全明細) <input type="checkbox"/> 積立定期	支店番号	<input type="checkbox"/> 払い戻し (フリガナ)	
口座番号			<input type="checkbox"/> 名義変更	

※WAON残高がある場合は、普通預金の残高に含めてお手続きさせていただきます。

4

2. 投資信託の表示・取引内容

お取引内容		取扱内容	
銘柄	口数	区分	名義変更を受ける方のみご記入ください (換金時は記入不要)
〇〇〇〇〇〇			
<input type="checkbox"/> 分配金受取コース <input type="checkbox"/> 分配金再投資コース		<input type="checkbox"/> 換金(解約) <input type="checkbox"/> 名義変更	
<input type="checkbox"/> 分配金受取コース <input type="checkbox"/> 分配金再投資コース		<input type="checkbox"/> 換金(解約) <input type="checkbox"/> 名義変更	
<input type="checkbox"/> 分配金受取コース <input type="checkbox"/> 分配金再投資コース		<input type="checkbox"/> 換金(解約) <input type="checkbox"/> 名義変更	
<input type="checkbox"/> 分配金受取コース <input type="checkbox"/> 分配金再投資コース		<input type="checkbox"/> 換金(解約) <input type="checkbox"/> 名義変更	

【ご記入にあたってのご留意点】

- 1 相続人様がそれぞれ自筆でご記入下さい。実印(印鑑証明書と同じご印鑑)をご捺印下さい。
- 2 亡くなられた方のキャッシュカードが発見できない場合にご記入・ご捺印(実印)下さい。  
支店・口座番号は記入見本に記載のある通りにご記入下さい。
- 3 定期預金を名義変更される場合は、(ロ)に✓をご記入下さい。金額は相続手続きお申し出時の残高です。支店・口座番号、預金額(円)等は記入見本に記載のある通りにご記入下さい。
- 4 口数は相続手続きお申し出時の口数です。銘柄、コース、口数等は記入見本に記載のある通りにご記入下さい。

【訂正方法】

記入内容を訂正される場合は、該当箇所には二重線を引き、その上に実印で訂正印をご捺印下さい。修正液や修正テープでの訂正はお受け付けできません。